

# 幼稚園就園奨励費補助金について

扶桑町では、町内にお住まいの方で町内外の私立幼稚園に通園する園児をもつ保護者を対象として、保育料等が減免される制度を設けています。

なお、「従来条件」と「新条件」の2種類があります。

## ◆「従来条件」に該当する限度額一覧（平成19年度の制度と同様）

対象幼児の属する世帯の階層区分	補助対象経費	補助限度額		
		1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者 (第1子)	同一世帯から2人以上就園している場合の次 年長者 (第2子)	同一世帯から3人以上就園している場合の左 以外の園児 (第3子以降)
A 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 146,200円	年額 190,000円	年額 260,000円
B 当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 110,800円	年額 165,000円	年額 253,000円
C 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 84,200円	年額 146,000円	年額 248,000円
D 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が 34,500円 以下の世帯		年額 59,200円	年額 129,000円	年額 243,000円
E 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が 183,000円 以下の世帯				

## ◆「新条件」に該当する限度額一覧

（平成20年度の制度から小学校1～3年生の兄・姉を有する事実上の第2・3子の補助限度額を補助対象とする）

対象幼児の属する世帯の階層区分	補助対象経費	補助限度額	
		小学校1～3年生の兄・姉を1人 有しており、就園している場合の最 年長者 (第2子)	小学校1～3年生の兄・姉を1人 有しており、同一世帯から2人以上就 園している場合の左以外の園児及び小 学校1～3年生に兄・姉を2人以上有 している園児 (第3子以降)
A 生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	年額 162,000円	年額 176,000円
B 当該年度に納付すべき町民税が非課税となる世帯		年額 129,000円	年額 147,000円
C 当該年度に納付すべき町民税の所得割が非課税となる世帯		年額 106,000円	年額 126,000円
D 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が 34,500円 以下の世帯		年額 83,000円	年額 106,000円
E 当該年度に納付すべき町民税の所得割課税額が 183,000円 以下の世帯			

※ 県補助金 就園奨励費を受けた方に、さらに授業料補助として6,000円又は16,300円（在園している2人目からの幼稚園児は、対象外）が、また新入園児に限り3,500円が支給されます。

※ 県補助に関する申請等については、直接幼稚園にお問合せください。

## 扶桑幼稚園入園案内

学校法人 むつみ学園 扶桑幼稚園では、次のとおり平成21年度の入園児を募集します。

- ▼募集人員 5歳児（1年保育）若干名 平成15年4月2日から平成16年4月1日までに生まれた幼児  
4歳児（2年保育）若干名 平成16年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた幼児  
3歳児（3年保育）54名 平成17年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた幼児

▼入園説明会 8月22日（金）午前10時から

▼会場 扶桑幼稚園遊戯室

▼願書のお渡し 9月1日（月）午前9時から

▼願書の受付 10月1日（水）午前9時から

▼問合せ 扶桑幼稚園 扶桑町大字南山名字馬場31 ☎(93) 0101

